



第16回名古屋中国春節祭劇場版が開催



1月6日(木)、第16回名古屋中国春節祭(主催：名古屋中国春節祭実行委員会、共催：中華人民共和国駐名古屋総領事館)が名古屋国際会議場センチュリーホールで開催された。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、第15回同様、飲食や物産の販売を中止した舞台演出のみの劇場版による開催となった。

他にも招待者を限定し、参加者には体温測定、除菌消毒、マスク着用などを徹底する等、感染防止対策が講じられ、出演者スタッフを含む850名が参加した。

◇開幕式

18時から行われた開幕式では、林梅香・第16回名古屋中国春節祭実行委員長による開会宣言がされ、来賓紹介の後、孔鉉佑・中華人民共和国駐日本国特

命全権大使がビデオメッセージで祝辞を寄せ、「今年は中日国交正常化50周年という両国にとって特別且つ重要な年を迎えた。国交正常化以降、両国関係は各分野で交流や協力が深まり、両国や世界に利益をもたらしている。先般、両国の指導者が国交正常化50周年を契機に新しい時代の要請に相応しい中日関係を推進することについて重要な合意に達し、両国関係の発展に明確な方向性を示した。新しい一年において、両国の各界が手を携え、この重要なコンセンサスを道しるべに、政治的に相互信頼を高め、互惠協力を深め、人的文化交流を拡大しながら、矛盾や相違を建設的にマネージし、中日関係の安定的な改善と発展を促進し、より成熟した強固な中日関係を以て次なる50年を迎えることを期待している」と述べた。

また、51年前に名古屋で開催されたピンポン外交

目次

第16回名古屋中国春節祭劇場版が開催	1
日中国交正常化50周年記念座談会が開催	2
RCEP発効と注意点	3
21年 中国の人口 ～悲観論と楽観論が交錯～	4
中国各地で子育て関連の休暇拡充	5
輸入食品海外製造企業の新管理規定が施行	6
WTO加盟20年の成果 中国からの対外投資の増加が顕著	7
2月以降の行事案内	7

【寄稿】中国環境規制の動向 第5回：製造業企業向け排水・廃棄物・土壌・騒音対策制度	8
滄州デスクNEWS	12
蕭山デスクNEWS	12
常州デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	13
常熟デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	15
佛山デスクNEWS	15
中国短信	16
中国経済データ	18

の功績や、間もなく開催される北京冬季オリンピックにも触れ、オリンピックを契機に両国のスポーツ・文化交流が強化されることを期待すると語った。



孔絃佑大使

最後に、「名古屋中国春節祭は、愛知県各界の多大な支援と積極的な参加により、過去16年間に亘り発展・成長し、当地域の一大文化イベントとして知名度を上げ、また中国文化に触れ合う場ともなり、両国民の友情の絆を紡いできた。半世紀に亘る中日関係の歴史から示唆と原動力を得て、今後も様々な分野で中国との交流・協力を更に深めて参りたい。」と述べた。

続いて、林梅香・第16回名古屋中国春節祭実行委員長が挨拶し「新型コロナウイルスの発生以後、皆様の生活、経済、事業が影響を受け、不安で不便な生活が続く中、中華人民共和国駐名古屋総領事館、両国の官民各界の多大な支援の下、両国民の友好関

係と相互理解を深めることを目的として今年も開催の運びとなった」と感謝の意を述べ、今回も劇場版で豊富な演目が披露できるようになったこと、世界各国にLIVE配信を行うことなどが紹介された。

続いて大村秀章・愛知県知事、松尾俊憲・名古屋市副市長が祝辞を述べた。

テープカットでは、劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事、大村秀章・愛知県知事、松尾俊憲・名古屋市副市長、嶋尾正・一般社団法人東海日中貿易センター会長、後藤泰之・愛知県日中友好協会会長、藤森利雄・名古屋商工会議所副会頭、平松岳人・一般社団法人中部経済連合会常務理事、林梅香・第16回名古屋中国春節祭実行委員長が参加した。

演目では獅子舞、ダンス、合唱、変面、二胡や馬頭琴の演奏など多彩にわたり披露がされた。



演舞

日中国交正常化50周年記念座談会が開催

1月6日(木)、日中国交正常化50周年記念座談会(主催：名古屋中国春節祭実行委員会、共催：中華人民共和国駐名古屋総領事館)が名古屋国際会議場レセプションホールにて開催された。

基調講演として、劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事が「名古屋中国春節祭は2007年から始まり、多くの方の尽力の下、日本最大の春節イベントになった。コロナ禍で春節祭の形式は大きく変わったが、共に春節を祝い、中国文化を楽しみ、友好を深めたい気持ちは変わらない。名古屋を代表とする中部地域はピンポン外交の発祥地として中日関係の発展に貢献した。中日国交正常化50周年の節目を迎える今こそ原点に立ち戻り、中日関係を発展させていきたい」と述べた。

パネル討論では、林梅香・第16回名古屋中国春節祭実行委員長、近藤昭一・衆議院議員、李春利・愛知大学経済学部教授、岡崎温・公益社団法人日本中

国友好協会理事長、大野大介・一般社団法人東海日中貿易センター専務理事・事務局長が登壇した。林梅香・第16回名古屋中国春節祭実行委員長は「春節祭は今後も民間の経済・文化交流・外交における重要な役割を果たして参りたい」と述べた。

その後、登壇者がそれぞれ春節祭に関わるエピソードを紹介し、春節祭の今後の役割や展望について意見交換がされた。李春利・愛知大学教授は「春節祭は日中民間交流の一つのモデル事業になっている」と指摘し、この事例を広く周知させることに磨きをかけ、春節祭をブランディングしていくことが今後の課題であると述べた。

座談会には131名が参加した。



座談会

RCEP発効と注意点

「地域的な包括的経済連携協定(RCEP)」が2022年1月1日より発効されたことにより、15加盟国のうちRCEPの批准手続きが完了した日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国間で対象品目の関税が即時或いは段階的に引き下げまたは撤廃されることとなった。

またRCEPは日本にとって中国と初めて結ぶ自由貿易協定(FTA)として大きな意義を持つ。

RCEPの発効で中国向けの輸出は、無税品目の割合が発効前の8%から21年目には86%に拡大する見通しとなっている。

但し、即時撤廃品目では化学製品などが見られるものの、極一部の品目に限られ(下表)、21年目(即ち2043年)にようやく関税率の最終的な引き下げまたは撤廃が完了するものが少なくない。

中国の主な工業製品の関税撤廃品目(対日本)

品 目	発効前の関税率	合意内容
ポリウレタンの一次製品	6.5%	即時撤廃
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(アセテート、レーヨン等)	5%	即時撤廃
ブルドーザー	7%	11年目撤廃
フェロニッケル	2%	即時撤廃
合金鋼の一部	3～6%	即時撤廃
熱延鋼板の大部分	36%	即時、11年目、16年目、21年目撤廃
カメラの部分品	5%、10%	即時、11年目撤廃
自動車用エンジン部品の大部分	2%、8.4%	11年目、16年目撤廃
電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部	6%	16年目撤廃
電気自動車用モーターの一部	10%、12%	16年目、21年目撤廃
鉄道車両の台車・部分品の大部分	3%	即時撤廃

情報元：経済産業省

中国、輸入関税率を引き下げ

中国国務院関税税則委員会(財政部)が公表した2022年1月1日から適用の輸入関税においては、RCEPの発効に伴う関税引き下げが行われた。

中国の平均輸入関税率は7.4%と、2021年の関税

率から大きな増減はなかったものの、RCEP加盟国に対する協定税率が新たに設けられ、WTO加盟国に対する最恵国税率よりも低い関税が適用された。

逆転現象に注意

RCEPを含めたFTAについては、発効後に従来よりも関税率が下がる品目が多いが、関税率が高くなる品目も存在するので注意が必要である。

これは「逆転現象」と呼ばれるもので、FTAの発効により段階的な関税の引下げを行う品目については、交渉時の最恵国税率から関税の引き下げが行われるが、交渉合意後に当該国が自国の関税率を引き下げたことにより、結果的に一部の品目でRCEPを含めたFTAに基づく協定税率の方が高くなることもあるためだ。

例えば、中国においても「暫定税率」が適用されるものは、逆転現象が生じる可能性を含んでいるので注意が必要である。中国において「暫定税率」は、国内需要を満たすために、相手国との協定の有無を問わず、WTO加盟国に対する最恵国税率よりも低い関税率を一時的に適用するものがある。中国は2021年に883品目に暫定税率を適用しているが、その対象を2022年からは954品目に拡大している。

<22年から暫定税率が適用された品目の例>

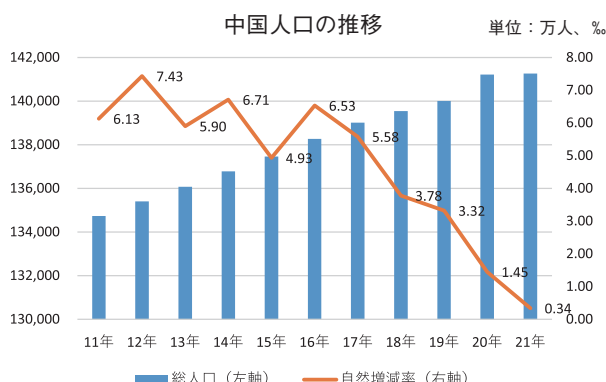
- ・ガン治療薬である塩化ラジウム
- ・人工関節
- ・サケやタラなど水産品
- ・スキー用品
- ・自動車用の排ガス浄化装置や電子バルブ
- ・汚染土壌浄化剤の泥炭 など

また暫定税率の適用以外にも、中国ではIT関連の61品目については最恵国税率そのものをゼロまたは低税率を適用しており、今年7月1日からは更にその税率を引き下げることが予定されている。

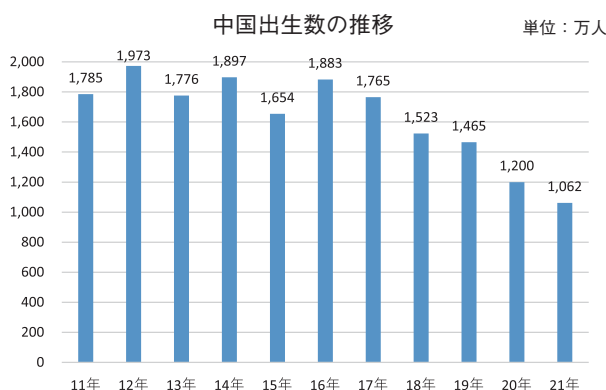
こうしたことから、日本から中国への輸出に際し、あえて特定原産地証明書を貼付せず(=RCEPの適用を受けず)に、そのまま輸出した方が結果的にメリットを受けるケースもあるので、新規の輸出に際しては注意したいところだ。

21年 中国の人口 ~悲観論と楽観論が交錯~

中国国家统计局によると、2021年の人口は14億1,260万人で、前年より48万人増加した。出生数は1,062万人で、人口千人あたりの出生率は7.52(日本19年は7.0)だった。人口が自然減に転じる懸念もあったが、辛うじて回避された格好だ。



出生数の減少の原因について中国国家统计局は、①15～49歳までの出産適齢期にあたる女性の人口が2020年より約500万人減少したこと(特に21～35歳では約300万人減少)、②合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子供の数)の低下、の2点を挙げている。合計特殊出生率の低下の具体例として、初婚・初産の年齢が10年前より2歳遅くなったとしている。

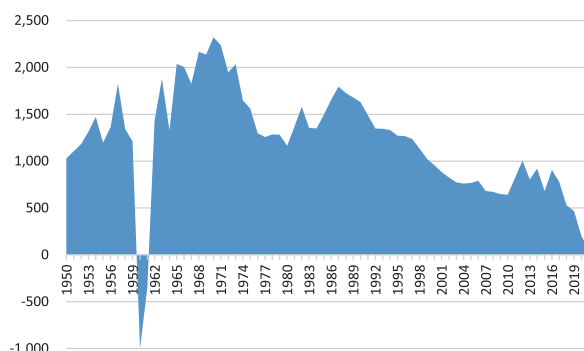


中国の出生数減少については、日本の複数のメディアでも報じられているが、その多くが悲観論である。「建国後の最低記録を更新」「中国の人口危機が深刻化」といった具合である。もちろんそれらは中国国家统计局が公表したデータを基に報じられたものがほとんどで概ね事実であり、中国でも同様の報道も存在する。

中国では1949年の中華人民共和国の建国以降、「大躍進運動」の失敗で食糧危機に陥った1960年と1961

中国人口増減の推移

単位：万人



年を除き、人口は増加を続けてきた。しかし近年の出生数は急減と言える水準にあり、今年2022年に自然減に転じる可能性は極めて高い。

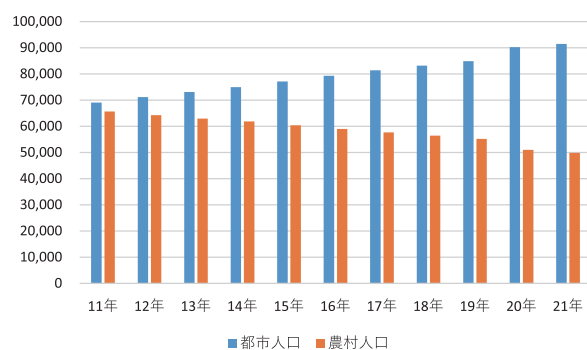
我々日本の経済人にとって中国の人口問題に関心が高いことと言えば、「世界の市場としての中国」「世界の工場としての中国」ではないだろうか。

2012年以降減少に転じた生産年齢人口の問題について、中国国家统计局では「生産年齢人口の減少は今後も続くが、依然9億人近くおり、人的リソースは十分にある。その上、人の質は大幅に向上しており、2010年には9.67年だった就学期間は2020年には10.75年に伸びている。高度人材のボーナスという新たな強みが質の高い成長につながるだろう」との見解を示している。

もう一つ、国家统计局が挙げた楽観論として、都市化が挙げられる。都市部では人口の増加(流入)が続き、農村部では減少(流出)が続いている。日本と同様に農村部の過疎化が深刻化する一方、都市部の人口減は当面緩やかに推移するとの見方だ。

都市人口と農村人口の推移

単位：万人



中国の人口問題については当面様々な情報が交錯するが、冷静に対処していきたいところだ。

中国各地で子育て関連の休暇拡充

21年8月、全人代常務委員会が「人口・計画出産法」を改正し、3人目の出産を容認した。これを受け、各地方政府は続々と関連条例を改正し、出産休暇の延長、育児休暇の新設など、子育て支援策を発表している。

＜地方政府の条例改正＞

21年末時点で20あまりの省が「人口・計画出産条例」を改正した。日系企業の進出が多い省の動向は下表の通りである。

下表以外の省で特筆すべきは、江西省と青海省が出産休暇を188日まで取得できるとし他省を突出していることや、育児休暇では山西省、青海省が「子が3歳になる迄、夫婦双方が毎年各15日の育児休暇を取得できる」とし、また安徽省は「子が6歳になる迄、育児休暇として夫婦双方に毎年各10日の取得ができる」とした点などが挙げられる。

出産休暇の延長については、期間が長くなりすぎると女性のキャリアに響くことも予想され、今回、延長を据え置いた省も一定数存在する。育児休暇については、幼児を子育てする親にとってワークライフバランスを充実するための良い機会となり、プライベートの充実が仕事にも活かされることが期待できる。

もちろん良いことばかりではない。従業員が休暇を取得したことで欠員分を補填する必要があることも想定され、企業にとっては対応を迫られる場面も予想される。

各地の「人口・計画出産条例」改正（朱書きが改正点）

省	出産休暇※1	夫の出産立会休暇	育児休暇
上海市	128日→158日	10日	子3歳まで、夫婦双方が毎年各5日
江蘇省	128日※2	15日※3	未発表※4
広東省	178日	15日	子3歳まで、夫婦双方が毎年各10日
遼寧省	158日	15日→20日	子3歳まで、夫婦双方が毎年各10日
天津市	128日→158日	7日→15日	子3歳まで、夫婦双方が毎年各10日
浙江省	128日→第一子158日 第二、三子188日	15日	子3歳まで、夫婦双方が毎年各10日
山東省※5	128日	(改正案)7日→15日以上	(改正案)子3歳まで、夫婦双方が毎年各10日以上
北京市	128日→158日※6	15日※7	子3歳まで、夫婦双方が毎年各5日

※1 「女性従業員労働保護特別規定(中国語：女职工劳动保护特别规定)」（国务院令第619号）で定められた出産休暇98日（出産前15日の休暇日数を含む）に加えて各地が設定した奨励の出産休暇を合計した日数を掲載

※2 法定の出産休暇に加えて、奨励の出産休暇は30日を下回らない

※3 夫の出産立会休暇は15日を下回らない

※4 具体的な実施方法は省政府が制定予定(1/18時点で未発表)

※5 改正案が発表され、パブコメ募集(1/3迄)

※6 妻は勤務先との同意があれば、出産休暇を1～3か月延長可

※7 妻が出産休暇を減らすことを望む場合、夫はその減少分を立会休暇として取得可

＜出産・育児政策の沿革＞

中国政府は国民の育児に関して大きく関与を続けており、その時々が必要とする出産数のために様々な政策を出してきた。

これまでの出産・育児政策

1950-60年代	経済活動を支えるために、出生を奨励 当時の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子供の数)は6.0人前後
1970年代	急激な人口増加を抑制するため「晩婚、晩産、少産」を奨励
1979年	上海市などで「一人っ子政策」開始
1982年	憲法で計画出産が義務化し、第二子出産の条件等の詳細は各地方条例で規定
2002年	「人口・計画出産法」が公布 (以降は規制緩和)
2013年	夫婦一方が一人っ子であれば、子を二人まで可とする「单独二人っ子政策」開始
2016年	夫婦に兄弟がいても、子を二人までとする「完全二人っ子政策」開始 「晩婚・晩産休暇」の廃止 年齢を問わずに法定を上回る「出産休暇」の取得が可能に
2021年	三人目の出産を容認

＜最後に＞

各地で改正が続いた出産休暇の延長、育児休暇の新設により、出産、育児をする親の環境が改善され、出生数の増加に繋がることが期待される。

中国にある日系企業においては、所在地の政策を確認しながら、就業規則の変更や人員体制の再構築を行うことが求められる。

また出生数の増加には婚姻の増加も不可欠である。今後、婚姻件数の急減に歯止めをかけるような政策が打ち出されるのかも注目される。

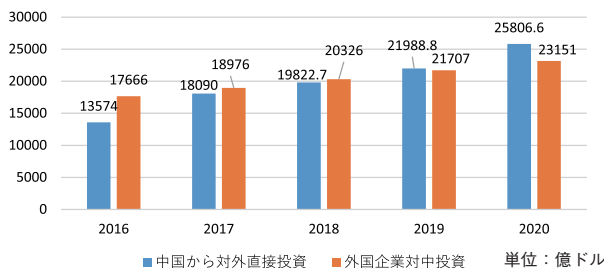
WTO加盟20年の成果

中国からの対外投資の増加が顕著

2021年12月11日、中国はWTO加盟から20年を迎えた。この間、中国の経済規模は世界第6位から第2位となり、貨物貿易は世界第6位から第1位に、サービス貿易は世界第11位から2位となっている。中国税関総署が発表した貿易統計によると、昨年2021年の貿易総額は前年比30%増の6兆514億ドルと、初めて6兆ドルの大会を突破し、世界的に新型コロナウイルスの影響を大きく受ける中、経済回復が進み、貿易が拡大している。

貿易以外で大きく増加しているのが「走出去」と呼ばれる中国の対外投資である。昨年9月、商務部、国家統計局、外貨管理局が発表した「2020年度対外直接投資統計公報」からデータを抜粋し紹介する。

公報によると、2020年の対外直接投資額は前年比12.3%増の1,537.1億ドルと初めて世界第1位となり、全世界の総投資額に占める割合は20.2%となった。また累計(ストックベース)の対外直接投資額は、2003年の332億ドルから2020年には2兆5,806億ドルと、世界ランクも25位から3位にジャンプアップした。



中国対外直接投資累計額と外国企業対中投資累計額の比較

上表から分かるように、中国の対外直接投資累計投資額と、外国企業対中投資累計額を比較すると、2019

年から中国対外直接投資が外国対中投資を上回っている。単年の投資額では2014年から逆転している。

地域別の投資額は、アジアが1兆6,448.9億ドルで総額に占める割合は63.7%（以下同）、次に南米6,298.1億ドル(24.4%)、UE1,224.3億ドル(4.7%)、北米1,000.2億ドル(3.9%)、アフリカ434億ドル(1.7%)、オセアニア401.1億ドル(1.6%)となっている。

業種別投資を見ると、卸売・小売、製造、リース・商務サービス、情報、ソフト技術、金融、採掘業等で全体の約85%の2兆1,986.8億ドルとなっている。詳細は下表の通り。

2020年末における業種別投資状況

業 界	企業数	比率(%)
卸売、小売	12,244	27.3
製造	8,757	19.6
リース、商務サービス業	5,824	13.0
建築	3,783	8.4
情報、ソフト、情報技術サービス	2,939	6.6
科学研究、技術サービス	2,320	5.2
農、林、牧畜、水産	1,808	4.0
採掘	1,339	3.0
交通運輸、倉庫	1,278	2.9
居住、修理、その他サービス	904	2.0
電力、エネルギー生産、供給	793	1.8
不動産	749	1.7
金融	639	1.4
文化、スポーツ、娯楽	529	1.2
宿泊、飲食	383	0.9
教育	204	0.5
環境、公共施設管理	147	0.3
衛生、社会	107	0.2
合 計	44,747	100.0

中国の持続的な経済発展と、現在推し進められている「一帯一路」経済圏構想により、今後更に中国企業の海外投資が加速することが予想される。

2月以降の行事案内

主催セミナー

「中国の定年制と再雇用に関する法的な課題」

日 時：2月17日(木)15：00～16：30

会 場：オンライン開催

講 師：清原 学 株式会社名南経営コンサルティング 人事労務コンサルティング
事業部 シニアコンサルタント

参 加：70名(先着順)会員限定

後援行事

「在中国日系企業において多発する

不正行為の解説及び対応策」

日 時：2月24日(木)14：00～15：30

会 場：オンライン開催

講 師：劉 新宇 北京金杜法律事務所中国弁護士

主 催：日本国際貿易促進協会京都総局

中国環境規制の動向

第5回：製造業企業向け排水・廃棄物・土壌・騒音対策制度

日中環境協力支援センター有限公司 北京JCE生態環境コンサルティング有限公司
取締役／総経理 大野木 昇司

中国の製造業向け環境管理制度の全体像を見るには、共通制度(環境アセス、排出許可、環境税等)と要素別制度(大気、廃水、産廃等)のマトリックスを把握する必要がある。今回は排水・廃棄物・土壌・騒音対策のうち、既述の環境アセス(三同時)、排出許可証、モニタリング、環境税を除き、それ以外の重要な部分について概説する。

■製造業向け企業排水汚染対策制度

水汚染対策で最上位法となる水污染防治法の最新版は2017年版となる。なお、かつて制定されていた水污染防治法実施細則は2000年に廃止されている。その他に、水法、海洋環境保護法、長江保護法、太湖流域管理条例、都市排水・污水处理条例、地下水管理条例等の関連法令がある。

製造業向け企業排水汚染対策制度は多岐にわたるが、そのうち工場に係る主な制度は、次の通り(環境アセス、処罰、環境税、情報公開は省略)。

□汚染排出許可証

排出濃度、排出量、排出項目、モニタリング・台帳や実行報告書等の要求が指定される。

□排水許可

下流の污水处理施設に生活排水を排出する場合、排水契約や排水許可証(排水管網污水排出許可証)等が必要となる。

□排出総量規制

汚染排出許可証に記載される。汚染排出権取引制度も一部で導入される。

具体的な総量枠は、環境アセス分析、業種別標準値、過去の排出量等から確定する。

□排出濃度規制

汚染排出許可証に記載される。総合排出基準、産業別・地方別排出基準を含む。

水汚染物排出濃度基準には、次の種類がある。

[汎用基準]

・污水総合排出基準(GB8978-1996)

※全国、全業種の共通基準

[産業・生産工程別基準(一部例)]

- ・電子工業水汚染物排出基準(GB39731-2020)
 - ・化学合成類製薬工業水汚染物排出基準(GB21904-2008)
 - ・メッキ汚染物排出基準(GB21900-2008)
 - ・都市污水处理場汚染物排出基準(GB18918-2002)
 - ・合成樹脂工業汚染物排出基準(GB31572-2015)：排水基準を含む。
 - ・セラミック工業汚染物排出基準(GB25464-2010)：排水基準を含む。
- 等多数。

[地方版の排出基準・産業別基準(一部例)]

- ・上海事例：污水総合排出基準(DB31/199-2018)、バイオ製薬、半導体等多数。

※地方版は当該地域にのみ適用。省級地方政府や区設置市政府が制定可能。

1つの水汚染排出基準では、適用範囲、水汚染物排出規制値(濃度規制値)、単位製品あたり基準排水量、指定の測定・モニタリング方法等が盛り込まれている。

規制項目は、pH、SS(懸濁物質)、COD(化学的酸素要求量)、TOC(全有機炭素)、アンモニア性窒素、全リン、有機系物質、重金属(銅、亜鉛、鉛、六価クロム、銀、半金属ヒ素等)などから構成され、数項目～数十項目ある。全ての項目について規制がかかるとは限らず、工場内で取り扱わない物質に起因する規制項目は対象外となる。

2010年以降制定の排出基準には、一般よりさらに厳しい水汚染「特別排出規制値」も定めており、地方政府の通達により、適用の有無が決まる。古い排出基準では1級、2級、3級という区分があり、立地場所により適用区分が異なることもある。環境アセス手続き時にどの規制値を適用するかが確定する。

一般に、地方基準は国家基準より厳しい、産業別基準は総合基準より厳しいという傾向がある。複数の規制値がある場合、最も厳しい規制値を適用することになる。

また水汚染排出基準には、直接排出と間接排出の区別がある。

直接排出とは、一般水域(河川・湖沼・海洋等)に直接排出する行為である。排出先の水環境機能区によって、1級～3級排出基準に区分される。環境保護税の課税対象となる。

間接排出とは、下流に工業廃水処理施設のある水域(専用下水道)に排出する行為である。間接排出基準には国家基準GB、地方基準DB、処理施設が指定する水質基準等があるが、一般に直接排出より緩い。排水管網汚水排出許可証や給排水契約の手続きが必要となる。上海など一部地域では、間接排出にも特別排出規制値を適用する事例もある。環境保護税は非課税となる。

また以前の排出基準では、一類汚染物と二類汚染物の区別があり、有毒有害性の高い水汚染物質について、一類汚染物と規定している。例えば、一部重金属、ベンゾピレン、放射線レベル等である。

□有毒有害水汚染物

追加的リスク管理が求められる。水分野物質リストは2019年公布済み。

□発生源モニタリング

重点企業の重点項目はオンライン型。それ以外は手動型で定期的に行う。

□処理施設管理

工業廃水、生活污水、初期雨水等を処理する施設の建設・運行管理等である。

□記録台帳

各種環境データを台帳に記録・保管する。

□汚染排出口整備

サンプリング、取締り、立入検査等のため。

□緊急対応プラン

事故時対応方法を定めたプランを作成・届出。定期演習する。

□特殊時期規制

河川や湖沼の汚染激化時、渇水期などに特別な規制を臨時導入する。

□節水/リサイクル規制

製品別・業種別水量規制、節水規制、水リサイクル規制等。

国家節水行動方案(2019年)のうち、工業分野の規定には次の項目がある。

節水技術改造やリサイクルを実施する。重点企業

に対し、水バランステスト、用水監査、水利用効率ベンチマーキングを実施する。年用水量1万トン以上の工業企業に計画管理を実施する。水浪費型の淘汰対象設備の使用を禁止する。節水型企業認定を導入する。水量計を導入する。重点企業に用水量の統計・モニタリングを導入する。年用水量10万トン以上の企業に水管理者を設置する。国・省・市レベルの重点用水監視企業リストを公布し重点監視を実施する(国家版リストは2020年7月公布済み、省級リストも2020年頃に続々公布)。

工業廃水リサイクルについては、この路線を発展させる形で、第14次五ヵ年計画に合わせて、2021年に国家発展改革委、工業・情報化省、生態環境省等が「汚水資源化利用の推進に関する指導意見」という政策方針を打ち出し、それを工業分野に展開した下位計画として「工業廃水循環利用实施方案」を公布した。

これらは行政方針であり、これを元に節水・水リサイクルの法制化を進めることになる(一部は法制化済み)。

水リサイクル率の規定については、クリーナープロダクション促進法で規定しているクリーナープロダクション審査制度の枠組みの中で、生態環境省や国家発展改革委が水リサイクル率の要求を業種別に定めている。例えば、化学原料薬産業クリーナープロダクション評価指標体系、国家環境保護基準「クリーナープロダクション 印刷回路基板製造業」(HJ450-2008)では、水リサイクル率をそれぞれ85%以上、30%以上と定めている。

□長江保護法

長江保護法は2020年12月公布された。工業企業に関する規定は主に次の通り。

・河川沿岸1km範囲の化学工場・化学工業団地の立地を禁止、既存の工場や工業団地には移転を求める(罰則あり)。

※地方によっては、この範囲がさらに広がる

・リン排出行為を厳しく規制。

■製造業向け企業廃棄物対策制度

廃棄物対策で最上位法となる固形廃棄物環境汚染防止法の最新版は2020年版となる。下位法令・政策には、危険廃棄物移転管理弁法、危険廃棄物経営許可証管理弁法、国家危険廃棄物リスト(2021年版)及び除外規定、危険廃棄物鑑別規定、廃棄物保管汚染

抑制基準等がある。

製造業向け企業廃棄物対策制度は多岐にわたるが、そのうち工場に係る主な制度は、次の通り(環境アセス、処罰、情報公開は省略)。

□汚染排出許可証

排出項目、排出量、委託処理先、実行報告書等要求が指定される。

□環境保護税

排出量に応じた徴税制度。廃棄物分野では、保管施設が基準不適合時のみ課税する。

□汚染防止責任制度

各部署の責任体制を明確化、文書化する。

□表示制度

廃棄物倉庫に指定様式の看板を設置する。危険廃棄物はドラム缶やフレコン等入れ物ごとに指定様式のラベルを貼付する。

□危険廃棄物管理計画

年初に年間の発生量見込み・処理先・汚染対策等を環境局に提出する。

□活動状況申告

危険廃棄物と一般工業廃棄物に分け、月・四半期・半年・年別等に申告する(地域差あり)。

□発生源段階での分類

危険廃棄物リスト2021年を参照する。危険性が判定困難時に危険廃棄物鑑別。危険廃棄物は一廃や生活ゴミと混合禁止する。生活ゴミ分別。

□危険廃棄物移転マニフェスト

一部省市では電子化が進む。

□危険廃棄物の省越境移転

移転先と移転元の省級環境行政部門の事前の許可手続きが必要となる。

□危険廃棄物経営許可証

46種の対応する区分の有効な経営許可証を持つ事業者と契約し、処理委託する。

□緊急対応プラン

事故時対応方法を定めた緊急対応プランを作成、届出し、また定期演習する。

□保管施設管理制度

危険廃棄物と一般工業廃棄物の別で管理し、保管場所は基準に適合。専用容器を採用。モニタリングが必須となる。

□利用施設管理制度

廃棄物を社内リサイクルする場合の特別管理制度。

□規則作成、記録台帳

各段階の業務規則を作成し、指定様式の記録台帳を作成・保管。出入庫記録、委託処理契約、マニフェスト等を保管する。

固形廃棄物環境汚染防止法が2020年改定されたことを受け、廃棄物管理制度が大きく変わりつつある。特に危険廃棄物管理制度や排出許可制度は厳格化された。このため、最新の政策情報をフォローし、自社の規制順守状況を再確認する必要がある。

特に廃棄物分野で処罰されるケースが最多なのは危険廃棄物関連であり、申告登記、看板・ラベル、専用倉庫基準等で特に多い。

■製造業向け企業土壌汚染対策制度

土壌汚染対策で最上位法となる土壌汚染防止法の最新版は2018年版となる。下位法令・政策には、汚染サイト土壌環境管理弁法、工業・鉱業用地土壌環境管理弁法、建設用地土壌汚染原因責任者認定弁法、建設用地土壌汚染リスク規制基準、土壌測定・調査・修復技術・モニタリング・評価・検収基準等がある。

製造業向け企業土壌汚染対策制度は多岐にわたるが、そのうち工場に係る主な制度は、次の通り(三同時、処罰は省略)。

□環境アセス

環境影響評価に土壌影響とその対策を盛り込む。改造・拡張も対象となる。

予定工場用地に土壌調査(環境DD)を行う。

□汚染排出許可証

有毒有害汚染物質の環境管理内容を指定(重点企業)。

□工場稼働中の土壌汚染対策

廃水・廃棄物や有毒有害物質の土壌への廃棄を禁止する。

地方環境保護局と土壌環境保護責任書を締結する(重点企業)。

周辺土壌のモニタリングと報告(重点企業)。

土壌汚染責任保険への加入(重点企業)。

環境情報公開／環境事故緊急対応プラン整備(重点企業)。

工場周辺土壌・地下水モニタリングで汚染が判明すれば土壌環境調査を行う。

□土地契約更新

更新前に土壤環境調査・評価を行い現地環境当局に提出(上海)。

浄化修復が必要とされた場合、浄化修復事業を行う(上海)。

□移転・廃業時の土壤浄化

移転・廃業等の手続きで、土壤の調査・評価・浄化・検収を行う。土壤汚染原因者認定作業が必要になる場合もありうる。

□M&Aの資産調査

工場の資産価値把握のため現状の土壤汚染状況を把握(任意)。

また、工業用地向けの土壤環境管理制度は次の通り。

□土壤・地下水環境状況調査制度

建設・改造・拡張建設事業環境アセスを実施する際、工業用地土壤・地下水環境現状調査を実施する。

□施設漏洩防止管理制度

有毒有害物質の生産装置、保存タンクとパイプ、污水处理槽の建設、緊急対応水槽など土壤汚染リスクを有する施設には、腐食防止、漏洩防止の施設と漏洩モニタリング設備を設計・建設・設置する。

□有毒有害物質の地下タンク届出制度

地下タンク内に有毒有害物質がある場合、市級生態環境当局に届出する。

□土壤・地下水汚染リスク調査制度

土壤・地下水汚染リスク調査対策制度を構築し、重点エリア・施設のリスク調査を定期的に行う。

□企業自社モニタリング制度

自社、または第三者に委託して、汚染リスクが存在するエリア・施設の周辺の土壤・地下水を定期的にモニタリングし、情報公開する。

□土壤・地下水汚染リスク規制・修復制度

工業用地で土壤・地下水の汚染が判明した場合、汚染の原因を明らかにし、新たな汚染を防ぎ、土壤・地下水環境調査・リスク評価を直ちに実施し、その結果に基づいてリスク規制または浄化・修復等の措置を講じる。

□企業撤去活動の汚染防止制度

有毒有害物質関連の生産設備・建築物・汚染処理施設を撤去する場合、企業撤去活動汚染防止方案を

定め、届出する。撤去活動の記録は長期保存する。

□企業撤退時の土壤・地下水修復制度

生産経営活動を終える前、土壤・地下水環境の初期調査を行う。土壤汚染が建設用地土壤汚染リスク規制基準を超える場合、詳細調査・リスク評価・リスク規制・浄化・修復等を行う。

土壤分野の重点企業とは、各市生態環境局が毎年公布している土壤汚染重点監督管理事業者リストに掲載されている企業を指す。

■製造業向け企業騒音規制

騒音対策で最上位法となる騒音污染防治法の最新版は2022年版となる。2022年6月5日より改定版が施行される。

製造業向け企業騒音規制は多岐にわたるが、そのうち工場に係る主な制度は、次の通り(環境アセス、処罰は省略)。

□汚染排出許可証

騒音排出規制値、騒音削減措置、実行報告書等要求が指定される。

□環境保護税

騒音分野では排出基準超過分にのみ課税する。

□騒音排出基準

昼夜やエリア区分の別に基準値(dB)を規定する。

□発生源モニタリング

工場敷地境界部における自社モニタリング規定あり(労働衛生保護の騒音モニタリングとは異なる)。重点企業は自動モニタリングを導入する。

□情報公開

自社騒音モニタリング結果を公開する。

□汚染防止責任制度

担当部署の責任体制と責任者を明確化する。

<執筆者プロフィール>

日中環境協力支援センター有限会社
北京JCE生態環境コンサルティング
有限公司

取締役／総経理 大野木 昇司

1972年大阪生まれ。京都大学衛生工学卒、北京大学環境学院修士修了。中国の環境ビジネスや環境規制対応(工場診断、講演等)コンサルティングを行う。

URL : <http://jcesc.com/>





黄驊港の取扱量2年連続3億トンを突破

黄驊港の2021年における貨物取扱量が前年比(以下同)3.35%増の3.11億トンとなり、昨年に続き2年連続で3億トンを突破し、開港以来の新記録を樹立した。また取扱量の内、コンテナの取扱量も19.2%増の87.1万TEUと、年間取扱目標の80万TEUを超え、2016年に取扱いが始まって以来、過去最高を更新した。その他の主な内訳は、外国貿易が5.8%減の6,316.52万トン、国内貨物は5.9%増の2



億4,817.73万トン、石炭が4.46%増の2億2,621.35万トン、鉱石が4.54%減の6,335.23万トン、その他貨物が18.92%増の2,177.67万トンとなった。

昨年の取扱貨物のうち原料糖の輸入量の増加が顕著で、80.9%増の約50万トンとなり、中国北方地域における原料糖の主要輸入港となった。

中国電力工程顧問集団と戦略的協力協定を調印

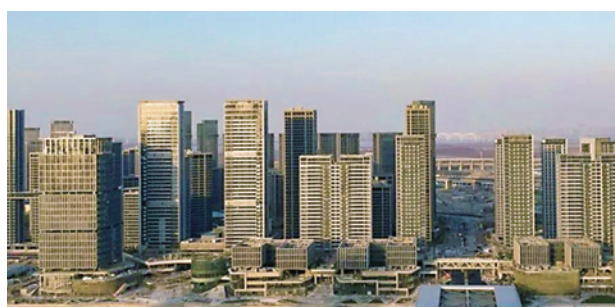
昨年12月、滄州市政府は中国電力工程顧問集団有限公司と戦略的協力協定に調印した。同社は2002年に北京に設立し、主に電力事業、建築、交通インフラ、環境保護、公共事業、投資等幅広く手掛けている国有企業。

今回の調印により、同社はその技術力、人材資源、管理能力といった優位性を発揮し、滄州市の各種事業、特に新エネルギーの開発と応用、都市再生建設等の分野で積極的に参与する事となり、より多くの有利な資源が滄州市に集まり、経済発展が更に加速することと期待されている。



アジア競技大会の選手村が竣工

杭州市で今年9月10日から25日まで開催される「2022年第19回アジア競技大会」の選手村がこのほど竣工し、記念式典が開催された。これでアジア競技大会運営に必要な一連の建設工事が全て終了した。選手村では、選手、コーチ、その他関係者(運営スタッフ、審判団、メディア等)約2万人に宿舎、飲食、医療等のサービスが提供できる。



競技大会終了後、この選手村は、商業・ビジネス、文化、娯楽、居住が一体化した未来型の新たなエリアに生まれ変わる。

明電舎の第2ラインが着工

本紙10月号で紹介した明電舎(杭州)駆動技術有限公司の第2ラインの工事が、当初の計画より前倒しで着工した。同ラインでは、年間14～20万台のEV用モーター・インバーターを生産する予定で、製品は主に日本、EU、アメリカへ輸出される。2023年4月の稼働を予定している。

杭台高速鉄道が開通

1月8日、杭州市と台州市を結ぶ中国で2番目の民営高速鉄道「杭台高鉄」が開通した。同鉄道は2017年から約440億元を投資して建設が進められ、全長は266.9kmに9つの駅が設置されており、最高速度は350キロで、杭州から台州までの所要時間が最速1時間3分と従来から47分短縮された。またこれまで鉄道が通っていなかった地域にも駅が設置されたことにより、沿線の人々が同高速鉄道経由で全国各地へ移動することができる事となった。



中日智能製造(常州)産業パークの発展状況

本誌2021年1月号で紹介した常州高新区の「中日智能製造(常州)産業パーク」は、開発総面積が147km²で、現在、150社以上の日本企業が登録・設立されており、総投資額は約30億ドルで、そのうち62社が建設機械、車両、部品などの企業で、デンソー、THK、ブリヂストン、住友電工、三菱電工、富士通、コマツ等「フォーチュン・グローバル500」に選出された企業が含まれている。同パークの2021年の発展状況(業績)は以下の通り。

日本との交流

日本企業の誘致を促進するために、国内外での投資促進活動として、日本の団体、企業等と連携して年間を通じ4回のオンラインによる投資説明会を開催したほか、区内の日系企業との交流会、各種専門テーマのフォーラムの開催や、日本の金融機関との

業務協力提携等を行い、日本企業進出のプラットフォームの強化を行った。

誘致プロジェクト及び目標

年間を通じて、SMC(株)や鍋屋バイテック会社など6件の日本企業の誘致に成功した。

今後の目標としては、2030年までに、地域全体で日本またはアジア太平洋地域から50以上の企業(プロジェクト)を誘致する。そのために様々なプラットフォームを構築し、デジタル経済を主とするハイエンドサービス産業群を形成し、日本の文化、生活環境が整った環境を整備し、産業、都市、人が高度に融合した中日協力モデルエリアも建設する予定。

また、中日共同で技術研究開発センター、研究所等の建設を計画すると同時に、中日協力のための高度な人材育成プログラムを推進し、500人以上の研修生を養成する。そして長江デルタ、さらには全国で有数の中日国際協力モデルパークとなるよう全力を尽くす。



南京-揚州間の都市間鉄道が着工

昨年の12月28日、南京市と揚州市を結ぶ都市間鉄道「寧揚鉄道」(中国語:寧揚城際)の揚州区間の工事が着工した。寧揚鉄道の全長は57.79kmで、その路線の内、地下が23.32km、高架が31.46km、地上が3.06kmとなっており、全区間に16駅が設けられ、2026年に全線開通が予定されている。



今回工事の始まった揚州区間の全長は30.38kmで、揚州経済技術開発区内も通過する。置万年路駅、工農路駅、天寧大道駅、儀征開發区駅、朴席駅、漢河

駅、駅南路駅、揚州西駅の8駅が設置され、朴席駅が開発区内に設置される駅となる。これまで揚州市と南京市の間には鉄道が通っておらず、自動車を利用した移動では、渋滞等でかなりの時間を要していたが、全線が開通すれば、揚州から南京まで最短34分となり、両市間が通勤圏内となる。人的交流が活発化し、開発区の発展が更に加速するものと期待されている。

開発区の重点なプロジェクトが建設開始

1月6日、揚州市全体の主要プロジェクトを紹介する会議が催され、揚州経済技術開発区で今年第1四半期に着工が始まる25のプロジェクトが市の重点となっていることが分かった。これらの総投資額は245億元で、ほぼ市の総投資額の4分の1を占める。精密製造、新エネルギー、バイオ製薬、新素材などの分野等様々な分野をカバーしており、その内、先月号で紹介した日本企業・サラヤ(株)のニトリル手袋の合弁プロジェクトも含まれている。



高新区の水素エネルギー産業を紹介

1月19日、日本総合研究所主催の「JRI産業会議」で、当招商局の梁紅梅局長が講演した。同会議は、中国の産業動向を紹介し、有識者と意見交換する事を目的とし開催された。

梁局長は講演で、先ず「中国国内及び長江デルタにおける水素エネルギー産業の発展状況」について説明した後、常熟市、特に常熟国家高新技术産業開発区が交通アクセスや、自動車産業の集積、豊富な水素資源といった優位性を有していることから、水素エネルギー産業が発展する基盤が構築されている事を紹介、また、常熟市における水素エネルギー産業の発展計画、産業チェーンの完備状況、今後の計画等にも触れた。

現在、常熟市及び常熟高新区では、「水素エネルギー産業」を発展させる産業の最重点としており、今回の会議を通じ、会議参加者へ積極的にアピールすることができた。

水素エネルギー、燃料電池関連企業が相次いで高新区に進出決定

高新区では、昨年末に相次いで水素エネルギー、燃料電池関連の企業の進出が決定した。企業概要は下記の通り。

- ① 中国汽車工程研究院股份有限公司の水素エネルギー測定評価技術革新センター建設プロジェクト。(総投資額2.5億元)
- ② 蘇州治臻新能源設備有限公司の新世代水素燃料電池金属セパレータ製造プロジェクト。(総投資額5億元)
- ③ 蘇州治臻新能源設備有限公司と常熟高新産城建設發展有限公司による再生可能エネルギー及び水素エネルギー貯蔵プロジェクト。
- ④ 就是能源公司 of 燃料電池の自動化生産及び試験装置プロジェクト。(総投資額2億元)

江蘇擎動新能源科技有限公司が生産拡大

燃料電池用膜電極接合体(MEA)を生産する「江蘇擎動新能源科技有限公司」の第2期拡張工事が竣工した。同社は2019年7月に設立され、第1期の総投資額

は5000万元で、自動化生産ラインが導入された。第2期の総投資額は1億元で、年間生産能力は1シフトあたり100万個と全国でもトップレベルとなっている。

現在、高新区では水素エネルギー、燃料電池関連のプロジェクトを40件誘致しており、総投資額は38億元に達している。既に、研究開発、インキュベーション、システム統合等、川上から川下の産業チェーンが完備されている。

世界最大のポンプメーカーが進出

世界最大のポンプメーカーであるグルンドフォスデンマーク社(GRUNDFOSS)による総投資額1億ドルのプロジェクトが高新区に進出することが決定し、このほど調印式が開催された。

このプロジェクトでは主に省エネポンプと給水システムが生産される。2023年からの稼働を予定している。



達德机电の起工式が行われる

1月8日、常熟市達德机电科技有限公司の起工式が開催された。同社は2020年4月に設立され、総投資額は3億元で、主に各種建設機械コア部品の研究開発と生産を行い、製品は、三一重工や小松製作所等の掘削機メーカーに供給される。

**2022年のGDP成長目標8%**

江門市の第14回共産党大会で、今後5年間の江門市の発展目標が明確となり、また先週終了した市の人民代表大会と人民政治協商会議で、具体的な計画とスケジュールが策定し、江門市政府の報告書において、「2022年は8%前後のGDP成長を達成する」という目標を提唱した。

この背景には、江門市を中心とした広東省における大規模な発展計画が進められていることがある。具体的には、現在珠海市を中心とした「横琴粵澳深度合作区」及び深圳市を中心とした「前海深港現代服務合作区」という2つの新しい経済発展エリア建設に重点をおいており、いずれのエリアも江門市に隣接している。それに伴って深圳-江門鉄道や、黄茅海大橋(深圳と江門を結ぶ海上大橋)の建設といったインフラ建設も加速している。また、江門市に1,395 km²に及ぶ広東省最大の大型産業集積エリアの建設が決定している等、今後江門市の持続的な発展に大

きなチャンスがあり、今年8%成長目標は現実的なものであることが分かる。

新型コロナ 江門市の最新情報

春節が近づき、人々の移動が増えつつあり、感染状況が厳しくなっている。海外では深刻な状況が続いているが、国内でも天津、河南、陝西、深圳といった都市で感染者が発生している。1月13日には、江門市に隣接する中山市の村でも、感染者が報告され、専門家によると中山市での流行の拡大のリスクを排除することは難しいと判断しており、江門市では「外地からの流入、市内での再拡大」を予防し、厳格に管理するため、1月15日から市民に対し、無料のPCR検査を行った。1月16日の20時の時点では、計434万人が検査を受け、318万人分の検査が終了したが、いずれも陰性であった。現在残りの検査結果を待っている状況となっている。

**佛山市地下鉄2号線が開通**

佛山地下鉄2号線は佛山市の2本目の地下鉄で昨年12月28日に第1期区間が開通し、運営が始まった。佛山地下鉄2号線は、佛山の南庄駅からスタートし、佛山禅城区、南海区、順徳区、広州市番禺区を経由し、終点の広州南駅までの東西を結ぶ幹線。今回開通した2号線の第1期区間は全長32.41 km、で計17の駅があり、列車は6両編成で運行される。

佛山市の白濤市長は開業式で、「佛山地下鉄2号線は佛山市が計画・建設・運営する初の地下鉄であり、佛山と広州を結ぶ新たな路線である。今回の開通によって、佛山市の交通環境を改善し、都市開発が加速することが期待されている」と紹介した。

**東レ 水処理膜製品の初出荷式を開催**

東レ(株)が佛山市南海区に設立した水処理膜製品の製造会社「東麗膜科技(佛山)有限公司」で生産が開始され、1月17日に逆浸透(RO)膜の初出荷式が開催された。

近年、中国における水処理膜の需要は、海水淡水化、工場排水処理、超純水製造等の各分野で急拡大してい

る。東レは同社以外に北京に販社、江蘇省に膜製造会社を有しており、

これまで多様な水処理膜を供給して中国の水環境改善、水不足問題の解決へ貢献してきた。今回佛山市南海区の立ち上げにより、中国でのRO膜の生産能力を増強し、中国における水処理事業の拡大を加速する。



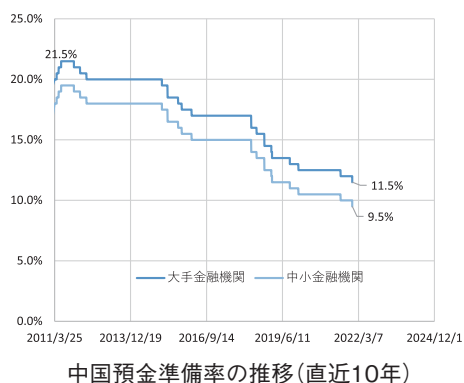
〈中国短信〉

◆預金準備率を引下げ 5ヵ月ぶり

中国人民銀行(中央銀行)は12月6日、12月15日より市中銀行から強制的に預かる資金の比率である預金準備率を0.5ポイント引き下げる。預金準備率の引き下げは今年7月15日以来の5ヵ月ぶり。

金融緩和・中小企業支援策の一環で、市場に約1兆2,000億元(約17兆円)相当の資金を供給する効果があると見られる。

中国人民銀行は人民元の預金準備率引き下げ発表から3日後(12月9日)、同じ12月15日から今度は外貨の預金準備率を7%から9%に2ポイント引き上げると発表。元高圧力の緩和に向けた動きとも捉えられる。



◆世界ブランドベスト500 44の中国ブランド

世界ブランド価値実験室(World Brand Lab)は12月7日、今年で第18回目となる世界ブランドベスト500を発表し、「テンセント(騰訊)」、「ハイアール(海爾)」、「ファーウェイ(華為)」など44の中国ブランドがランクインした。国別で中国は4位にランクインし、1位アメリカ198銘柄、2位フランス48銘柄、3位日本46銘柄であった。

世界ブランド価値実験室は米・ニューヨークに本部を置く、ブランド価値研究機関で、中国人投資家・丁海森氏や1999年にノーベル経済学賞を受賞したロバート・マンデル教授らが設立し、世界のブランドの評価、育成、管理などを手がけている。

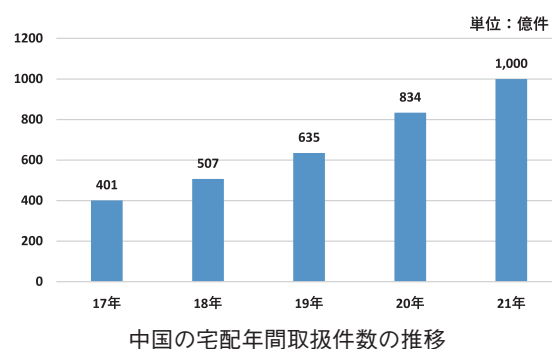
◆個人情報保護法で大規模の摘発

12月9日、中国工業情報化部は106のスマートフォンアプリについて、アプリストアから削除するよう命じたと通知した。今回の摘発は11月1日から個人

情報保護法が施行されて以降、大規模の摘発になったとみられる。

◆宅配取扱1,000億件を突破

中国国家郵政局は12月8日、今年の宅配取扱量が1,000億件を突破したと発表した。宅配網の整備による西部・中部地区への件数が増加し、昨年から続くコロナ禍による巣ごもり需要も寄与し、現時点で前年比約2割増加となった。同局の副局長によると、1日当たりの宅配サービス利用者はのべ7億人に迫っており、新規雇用者数は毎年20万人以上を維持している。



◆中国ーラオス高速鉄道が開通

中国・雲南省昆明市ーラオス・ビエンチャンを結ぶ全長1,035kmの高速鉄道(中国語：中老鐵路)が12月3日より運行が始まった。

これは中国が主導する巨大経済圏構想「一帯一路」の一環に位置付けられる。中国ーラオス間では初の鉄道で、貨物輸送のほか、最高時速160kmの旅客輸送も行われる。開通により、トラック輸送では48時間を要した両都市間のアクセスが本線開通により24時間以内に短縮され、利便性と物流コストで大幅な改善が期待される。

中国・ヨーロッパ間を結ぶ貨物列車「中欧班列」の事業が年々拡大を続ける中、展開が遅れる中国以南において本線は中国の貿易拡大に向けた重要な足がかりとなる。

なお、本線を更に南へ延伸し、タイ・バンコク、更にはマレーシア、シンガポールまで接続させる構想もある。

◆会社法の改正案 意見公募開始

12月24日、全人代常務委員会の会議で「会社法」の改正案が審議され、24日から意見公募を始めた。改

正案は合計15章260条で構成されており、現行法から約70条が追加、修正されている。

規模の小さい有限責任会社は、現行法では董事会を設置せず、その代わりに「執行董事」を1名置くことができるとしているが、改正案では「董事」もしくは「総経理」1名を置くこともできるとした。

◆個人所得税の優遇が延長

中国財政部と国家税務総局は12月31日、「中国個人所得税法」が2019年1月1日から改正されたことで21年末に期限を迎える予定だった優遇政策を2023年12月末まで2年間延長すると発表した。

延長が決まった優遇政策は主に①賞与、②外国籍者への手当、に関するもの。

①賞与

「年一回性賞与」と呼ばれる年1回に限り支給される賞与については、支給月の賃金・給与所得として課税せず、給与とは分離して12等分した金額に基づき適用税率を算出し税額を確定できる優遇政策。国籍を問わず適用できる。

②外国籍者への手当

外国籍者への手当については、外国籍従業員に対する住宅手当など8種類の手当が、現物支給や実費精算により支給された場合に非課税にできる、税法改正前から存在していた優遇政策。2022年1月からは中国籍者と同様に専門附加控除への適用に移行される見込みであったが、今回の優遇政策の延長は、税法改正前と改正後のどちらかを選択できる期間が延長されたことを意味する。

外国籍者の免税手当		専門附加控除	
	項 目		項 目
1	住宅手当	1	子女教育費
2	食事手当	2	継続教育費
3	引っ越し費用	3	重大疾病医療費
4	クリーニング手当	4	住宅ローン利子
5	国内外出張手当	5	住宅家賃※
6	帰省旅費	6	高齢者扶養
7	語学研修費		
8	子女教育手当		

※直轄市等の場合

◆ネガティブリスト21年版 発表

国家発展改革委員会と商務部は連名で12月27日、外資規制業種リストである「外商投資参入許可特別管理措置」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」の2021年版を発表し、2022年1月1日から施行した。全国版は中国全土、自由貿易試験区版は自由

貿易試験区にのみ適用される。

全国版では、完成自動車製造における中国側の出資比率は50%を下回らず、同一の外国投資者は同類の完成車を製造する合併企業を中国国内で2社までとする規制が削除されるなど、20年版の33項目から31項目に減少した。自由貿易試験区版は20年版の30項目から27項目に減った。

自動車への外資規制撤廃は18年4月に日程が公表されており、予定通りに進んだことになる。

ただ法的には独資も含め過半出資が可能となったが、中国国有企業を合併相手とする外資自動車メーカーが多いことから、実際に過半出資に踏み切る例は当面限られそうだ。

完成車製造の外資規制撤廃の沿革

実施年	内 容
18 年	新エネ車への出資規制撤廃
20 年	商用車への〃
22 年	乗用車への〃 合併企業数の規制撤廃

◆中国入国に渡航7日前のPCR検査が必要に

駐日中国大使館は、1月19日以降に日本から中国に入国する際、現行の防疫措置に加え、新たに搭乗予定日7日前のPCR検査と健康観察・自己健康状況観察表への記入が必要になると発表した。新たに追加された搭乗予定日7日前のPCR検査は、これまで実施されてきた搭乗予定日48時間(2日)以内のダブル検査(PCR検査及び血清特異性IgM抗体検査)と同様に中国駐日本国大使館・総領事館が指定する検査機関で行う必要がある。

◆中国到着の航空便 1週間で142の欠航

中国民用航空局は1月6～12日の1週間で4回の運行停止措置を発動し、合計142の中国到着便が欠航となった。本措置は同局が20年6月から実施している中国着の国際線を運航する航空会社に向けた防疫措置で、中国到着便の搭乗者が中国入国後に受けるPCR検査において、同一便の中で陽性者が5人に達した場合に当該便の2週間の運行停止、10人に達した場合に4週間の運行停止となる。

中国本土外からの感染者数は今年に入り増加しており、国家衛生健康委員会によると、今月1日～10日までの中国本土外からの感染者数は631人で、昨年11月比3.7倍、12月比2.6倍となっており、今後も同措置による欠航便が増えることが予想される。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年12月	17,248	10.8	18,969	20.5	▲1,721	赤字拡大
2021年1-12月	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	78,814	100.0
	アメリカ	14,808	18.8
	E U	6,817	8.6
	アジア	45,671	57.9
	うち中国	17,248	21.9
	総額	84,638	100.0
輸入	アメリカ	8,198	9.7
	E U	8,169	9.7
	アジア	39,220	46.3
	うち中国	18,969	22.4
	総額	84,638	100.0

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	半導体等電子部品	28.7	1.8
		2	自動車	30.6	1.7
		3	有機化合物	57.0	1.5
輸入	増加	1	通信機	23.0	2.9
		2	有機化合物	74.2	1.4
		3	金属製品	34.0	1.1

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年12月	3,255	9.0	18.9	2,126	29.1	11.2	1,130	黒字縮小
2021年1-12月	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	18,205	100.0
	アメリカ	4,853	26.7
	E U	2,160	11.9
	アジア	7,207	39.6
	うち中国	3,255	17.9
	総額	10,040	100.0
輸入	アメリカ	812	8.1
	E U	1,128	11.2
	アジア	4,800	47.8
	うち中国	2,126	21.2
	総額	10,040	100.0

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

12月の主な増減品目

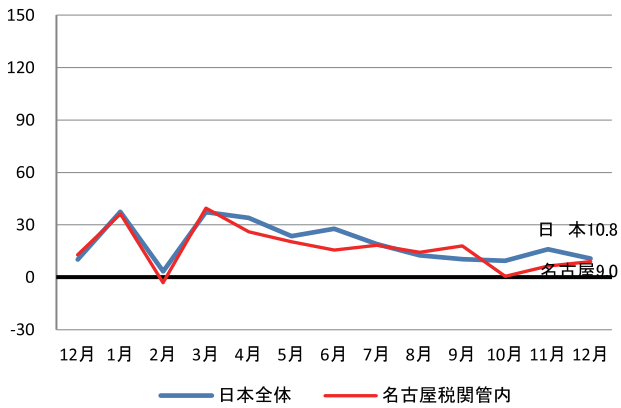
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	電気計測機器	42.3	1.5
		2	繊維機械	193.5	1.4
	減少	1	原動機	▲35.1	▲1.7
輸入	増加	1	有機化合物	123.7	2.9
		2	鉄鋼	183.7	1.9
		3	金属製品	42.6	1.8

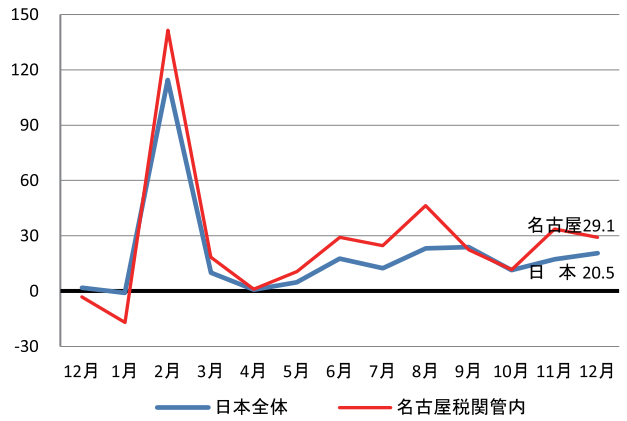
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

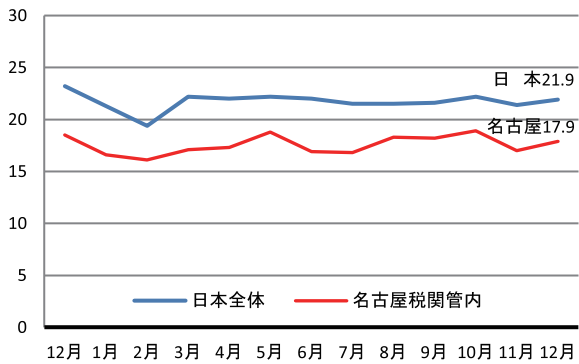
中国への輸出額の月別伸率(%)



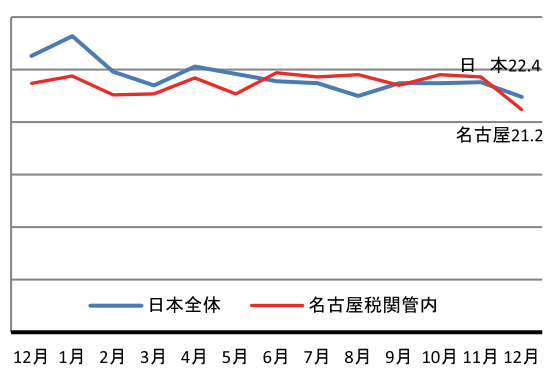
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年12月	3,405	20.9	2,460	19.5
2021年1-12月	33,640	29.9	26,875	30.1

出所：中国税関総署

中国の外資導入

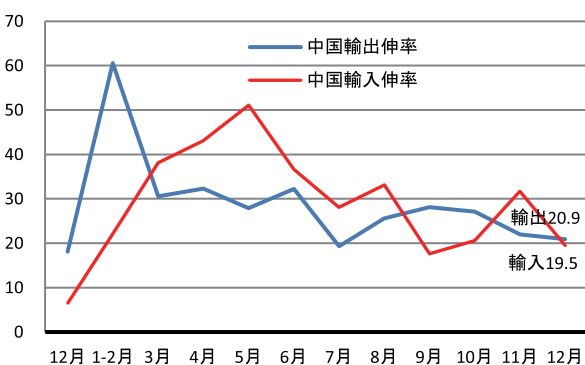
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2

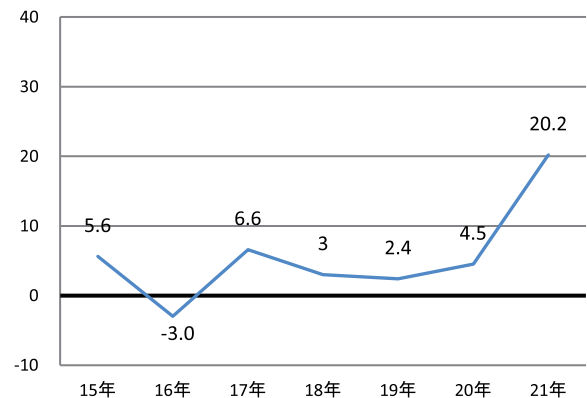
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	12月	1-12月
消費者物価指数	1.5	0.9
うち都市	1.6	1.0
農村	1.2	0.7
うち食品	▲1.2	▲1.4
食品以外	2.1	1.4
うち消費財	1.5	0.9
サービス	1.5	0.9

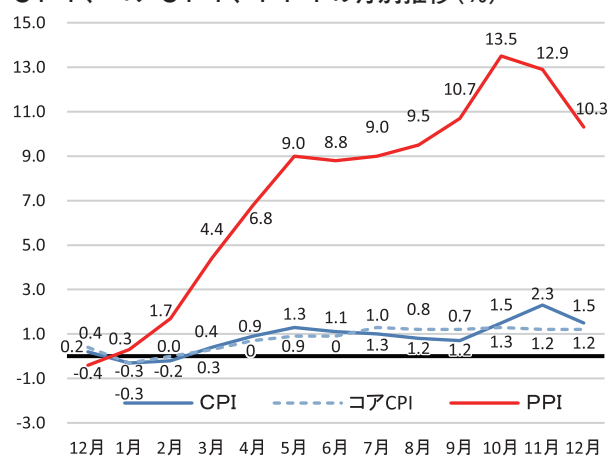
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

	12月	1-12月
工業生産者物価指数(PPI)	10.3	8.1
うち生産資材	13.4	10.7
うち採掘	44.2	34.4
原材料	19.7	15.8
加工	8.2	6.6
生活資材	1.0	0.4
うち食品	1.4	1.4
衣類	1.0	▲0.2
一般日用品	1.4	0.5
耐久消費財	0.4	▲0.6
工業生産者仕入物価指数	14.2	11.0
うち燃料、動力類	35.5	20.5

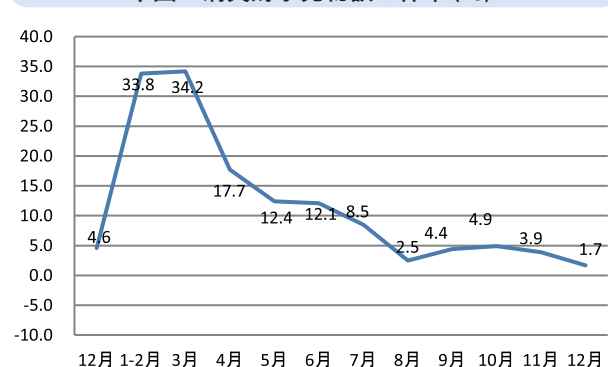
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

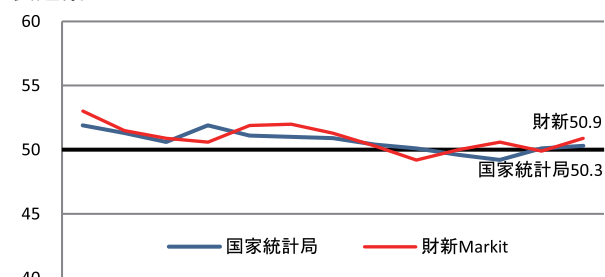
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

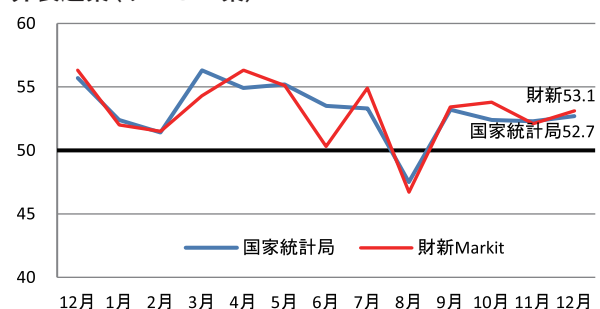
中国の景気先行指数

製造業PMI



12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

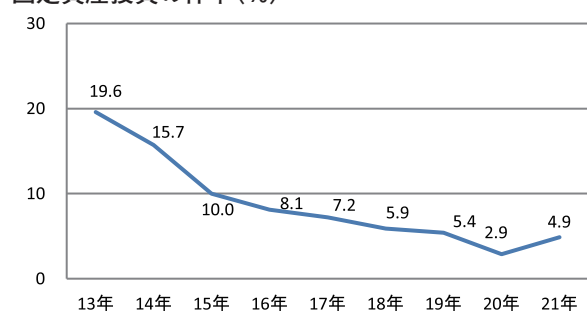


中国の固定資産投資

21年の固定資産投資

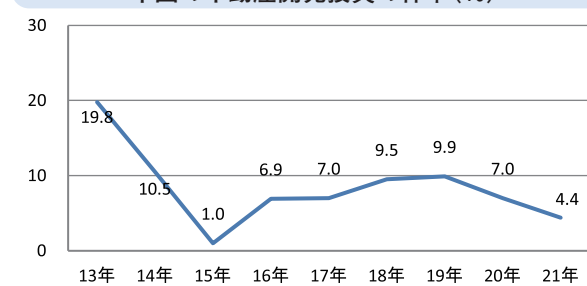
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資	第一次	544,547	4.9
	第二次	14,275	9.1
	第三次	167,395	11.3
産業別	第三次	362,877	2.1
	東 部	N/A	6.4
	中 部	N/A	10.2
	西 部	N/A	3.9
地域別	東 北	N/A	5.7

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

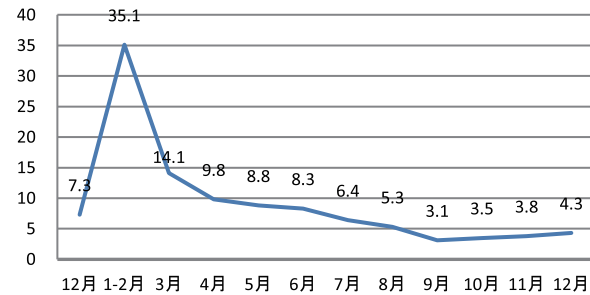
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	4.3	9.6
内訳 鉱業	7.3	5.3
製造業	3.8	9.8
電気・ガス・熱・水生産供給業	7.2	11.4
内訳 国有企業	3.3	8.0
株式制企業	4.7	9.8
外資系企業	3.4	8.9
私営企業	4.7	10.2

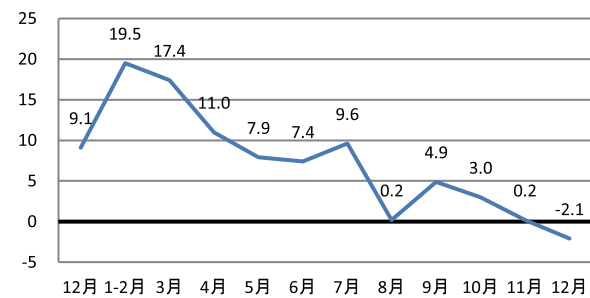
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



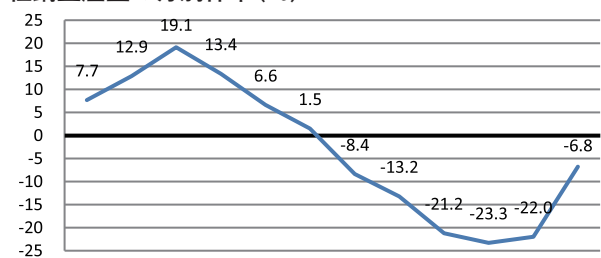
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



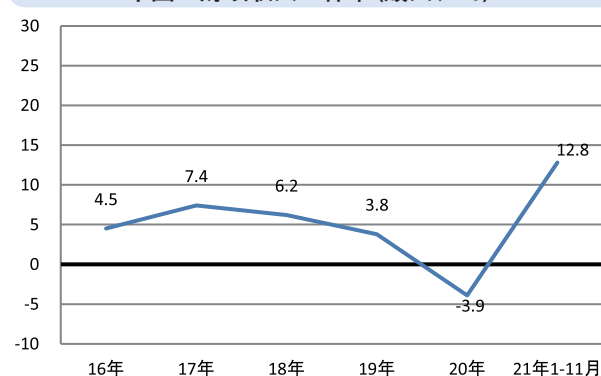
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

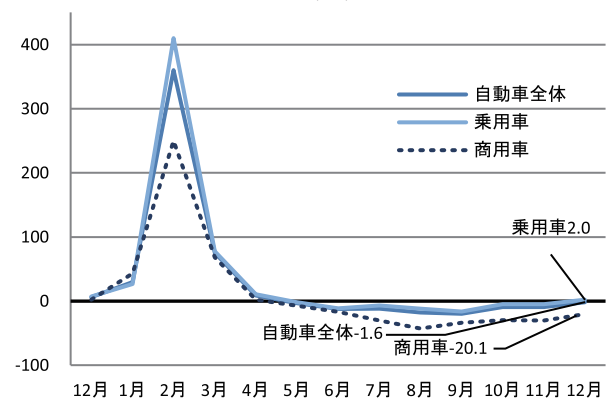
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
21年12月	278	36
21年1-12月	2,627	479

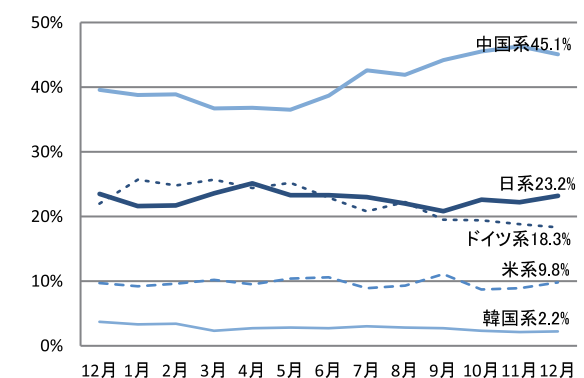
出所：中国汽车工業協会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



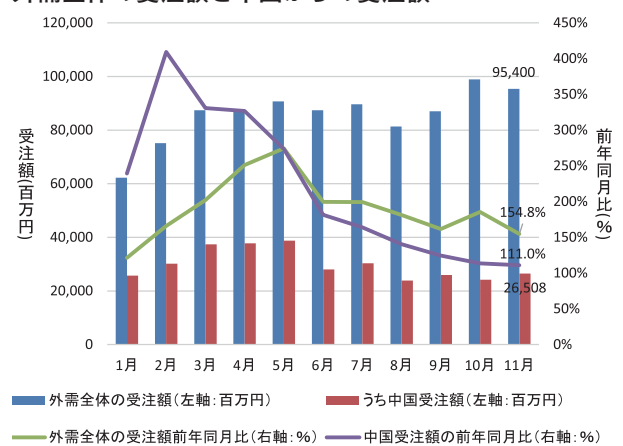
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会